

復興しきん保証

【保証書表記名】伴走特別県復興

【正式名称】令和6年能登半島地震・奥能登豪雨災害対策特別融資保証

保証料
無料

金利5年間
0円
県補助により

特別枠
災害関係枠

R7年10月より、能登6市町以外の地区の方は
災害関係のみに限定されます

対象地域	石川県内11市町 (金沢市、白山市、小松市、加賀市、能美市、かほく市、羽咋市、津幡町、内灘町、中能登町、宝達志水町)		能登6市町 (輪島市、珠洲市、七尾市、能登町、穴水町、志賀町)		
保証枠	災害関係		SN	災害関係	
必要書類	罹災証明等 +	罹災証明等 +	能登地震/豪雨 SN4号認定	罹災証明等 +	罹災証明等 +
	設備資金に係る 補助金交付決定※	能登地震/豪雨 SN4号認定		設備資金に係る 補助金交付決定※	能登地震/豪雨 SN4号認定
資金使途	※建物全半壊が明らかな罹災証明書または建築士による証明があれば不要		「経営の安定に必要な」 運転・設備	※建物全半壊が明らかな罹災証明書または建築士による証明があれば不要	
	「事業再建のための」 運転・設備			「事業再建のための」運転・設備	
借換	不可				
限度額	1億円 これまでの伴走保証制度と通算				
期間	10年以内(据置5年以内)				
利率	5年間事業者負担なし(県補助交付) *6年目から1.0%の事業者負担あり				
信用保証料	事業者負担無し				



あなたに寄り添う

石川県信用保証協会

「FAQ」

災害関係枠の資金使途について

災害関係枠の資金使途は「**事業再建資金**」に限られます。

保証申込書に具体的な使途を記載してください。

< 運転資金の例 >

①災害により失った商品購入資金 ②仮店舗開設資金 ③店舗・倉庫等の倒壊による商品移動運搬費 ④店舗・倉庫等の移転費用 ⑤倒壊店舗・倉庫等の撤去費用 ⑥諸経費支払いとして用意していた資金を事業再建のために使用したために枯渇した場合における補填資金

< 設備資金の例 >

①店舗・工場等の修繕・再建資金 ②設備・機械等の修理・買替え資金

罹災証明書の取り扱いについて

災害関連枠を利用する際の罹災証明書等について

(1) 罹災証明書を発行していない自治体地域に所在する場合

被災の届け出があったことを証する被災届出証明書などに加えて、原則は金融機関による被災の事実を確認する写真等の添付により災害関係特例の利用が可能となります。

(2) 保証申込時点で罹災証明の発行が困難な場合

事後の提出でも構いません。ただし、被災地域に事業所を有することの確認は必要です。

5年間無利子の遡及適用について

令和6年1月1日～令和6年2月27日までに保証申込した県伴走物価高および連鎖倒産・災害対策保証について、一定の要件を満たすことにより、真水分に限り、遡及して5年間無利子(県補助交付)にすることができます。

経営行動計画の提出猶予について

石川県内の災害救助法の適用を受けた地域に事業所を有し、直接被害を受けた事業者については、申込時点では記載できる範囲の計画書で構いません。後日正式に再提出する旨の金融機関説明書を差し入れて下さい。



あなたに寄り添う

石川県信用保証協会 事業部 保証課 **076-222-1522**